

■平成25年度第11回（第227回）都市経営戦略会議結果概要

【日 時】 平成26年1月28日（火） 午後3時～午後4時

【場 所】 政策会議室

【出席者】 市長、遠藤副市長、木下副市長、本間副市長、教育長、水道事業管理者、技監、政策局長、総務局長、財政局長、行財政改革推進本部長、総合政策監、都市局長

【議 題】（1）（仮称）さいたま市防災都市づくり計画基本方針編について

< 提 案 説 明 >

（仮称）さいたま市防災都市づくり計画基本方針編について、都市局から次のような説明があった。

- ・ 市の防災に向けた都市づくりについては、総合振興計画後期基本計画において、重点戦略に位置付けられるとともに、改訂予定の都市計画マスタープランにおいても、6つの分野別方針の一つに掲げている。また、平成25年度の都市局運営方針としても「災害に強いまちづくり」を第一に掲げている。
- ・ 防災都市づくり計画は、都市計画マスタープランのうち、防災に関するハード面の事項を、詳細かつ具体的なアクションプランとして、策定するものである。都市の防災性を高めるための事前対策や、復旧・復興に向けた準備等について、地域防災計画や災害に強いまちづくり計画と連携を図りつつ、大規模地震による市街地大火への対策を主眼として策定する。
- ・ また、国からは、阪神淡路大震災、東日本大震災を踏まえて、平成25年5月に、防災都市づくり計画策定指針が示されたところである。
- ・ 本市の防災都市づくり計画については、「災害に強い安心・安全な都市を形成するための方策を示す」、「災害が起きても市民生活を支えるために必要となる取組を示す」、「被災しても円滑に復興するための行動指針を示す」の3つを目的として、検討を進めてきた。
- ・ 平成23、24年度に行った本市の地域特性、災害リスクについての調査、分析により、津波や火山、河川氾濫による災害の恐れは低いものの、首都圏直下型地震の備えが喫緊の課題であること、一方で、荒川、見沼田圃、元荒川等の自然緑地空間が市街地を取り囲み、延焼遮断等の防災面の機能も有している等の結果を得た。
- ・ この調査結果を踏まえ、平成25年度に、学識経験者や庁内関係部局の職員によって構成される検討会議により、基本方針の検討を進めてきた。
- ・ 基本方針をまとめるために、4つの視点から整理した。

- ・ 1点目は、避難先となるオープンスペースや避難路がない等の災害リスクの高い地区について、災害リスクを軽減させる必要があるという点である。このために、当該地区について優先的、重点的に耐震化、不燃化、オープンスペースの確保等を、様々な制度を組み合わせる進めていくとともに、それを可能とする市内の連携体制の強化を進めたい。
- ・ 2点目は、都市マスタープランが目指す、水とみどりに囲まれた集約・ネットワーク型都市構造を実現していく中で、都市の防災性を高めていく必要があるという点である。このために、地域の特性や役割に応じた土地利用の誘導を行いつつ、モニタリングを行い、常に災害リスクを把握していくこととしたい。
- ・ 3点目は、広域的な視点を持ちながら、安全な避難や迅速な復旧を可能とするための都市基盤整備を進める必要があるという点である。このため、交通の要衝として、物資の輸送や、広域的な支援・受援を可能とするための道路ネットワークの整備やオープンスペースの確保を進めたい。
- ・ 4点目は、円滑な復旧・復興を進めるため、事前に、復興計画や手続きを検討しておく必要があるという点である。このため、地域と行政の間で、復興のイメージを共有しておくとともに、被災時のがれき置き場や仮設住宅用地などについても確保を図りたい。
- ・ 今後、パブリック・コメントを実施した上で、防災都市づくり計画基本方針編を取りまとめ、平成26年度に具体的な施策を詳細に検討する予定である。災害リスクが高い地区については、今後、積極的に地元と協議を行いながら対策を進めたいと考えている。

< 意見等 >

- ・ 本計画では、火災への対策に集約されているが、どのような議論をしてきているか。
 - 本市は内陸であること、市街化区域が市面積の約半分を占めることから、地震による火災が中心となった。国の指針では、様々な災害に対応する都市づくりを必要としている。また、河川氾濫への対策は、河川整備を進めていくしかないと考えている。
- ・ 災害リスクの検討に当たって、家屋の倒壊についてはどのような考え方で検討を行ったか。
 - 昭和56年に耐震基準が改正されているため、それ以前に建てられた家屋は倒壊してしまう想定をしている。また、家屋の倒壊により、道幅が2メートル未満になってしまう道路は避難路として使用できなくなると想定している。
- ・ 今後、具体施策を検討するに当たって、どの程度の期間で、どの程度の目標を設定して進めていくのか。
 - 防火地域や準防火地域といった地区計画などにより、不燃化を進めていくのは長期の取組となるが、道路拡幅等の具体の事業については、比較的短い期間で進むと考えている。地域と協議をしながら、地域ごとに異なる手法で進めていくことにより柔軟に対応をしていきたいと考えている。また、地域によって、自主防災組織の取組に差異がある等、ソフト事業の取組が異なることも踏まえる必要があると考え

ている。

- ・ 市内にある工場や、季節ごとの風の強さ等について、災害リスクの検討の考慮に入れているのか。
- 現在、検討中の地域防災計画の被害想定において、指摘の視点を含めた想定を行い、シミュレーションを行っているが、複雑な想定をしない場合とそれほど大きな齟齬はでないと考えている。
- ・ 消防水利の増設等、都市計画上の施策でない対策も想定されるが、どのように計画に盛り込むのか。
- 単に消防水利の敷設だけでなく、消防車が活動できる道幅も必要となるので、併せて進めていきたい。都市局や建設局、消防局の単独の事業では解決できないため、連携を進めたい。また、延焼リスクの高い地域は、都市公園が不足している地域と重なると考えているので、公園整備に当たって防火水槽を整備する等の方策も考えられる。
- ・ 地域との協議に当たっては、丁寧に説明を行い、合意形成に十分な時間を取るようになる必要がある。
- 地域ごとに、どこにリスクがあるかシミュレーションを行った後に、説明を行うことを考えている。また、モデル地区の選定等を行って、地域との協議を開始したい。
- ・ 防災については、自助による取組が重要だが、それに対する市の支援を求められることも考えられるが、どの程度想定しているか。耐震補強補助の重点化について要望されている経緯がある。
- 都市局だけでは、対応が難しい面があるので、他の部局においても新たな取組を検討する必要がある。
- ・ 早期に手を打っていく必要があるのではないか。
- 例えば、市街化区域の中の用地の確保について、予算的な課題はあるものの、市として機会があれば取得する等の方針を持ちたいと考えている。
- ・ 表題について、「燃えにくいまち」という表現は見直したほうがよい。

< 結 果 >

- ・ 都市局発議の、防災都市づくり計画基本方針編については、次の点に留意しながら進めることを了承する。
 - 1 具体施策の検討に当たって、都市経営戦略会議での指摘を踏まえて進めること
 - 2 計画の名称について、行政計画としてふさわしく、市民に判りやすいものとするよう検討すること

< 会 議 資 料 >

(資料1) 燃えにくいまちを目指して (仮称)さいたま市防災都市づくり計画 基本方針編について

(資料2) 燃えにくいまちを目指して (仮称)さいたま市防災都市づくり計画 基本方針編 検討資料